

全ト協発第202号(環・適)

平成25年8月5日

各都道府県トラック協会会長 殿  
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良三



**「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」  
の一部改正について**

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省から別添のとおり通達があり、新たに運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について定めるとともに、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー・講習会の認定及び受講に伴うインセンティブの付与等について示されています。

つきましては、本通達の趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。



## 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について

平成21年10月16日付けの通達で自動車運送事業における運輸安全マネジメントの新たな取扱いを定めたとありますが、平成24年5月に民間のリスクマネジメント会社、運輸関係団体、国土交通省等をメンバーとする運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会が設立され、官民が連携して運輸安全マネジメントについて一層の普及・啓発を推進することとなり、以下のとおり、標記通達の一部を改正しました。

### <平成25年7月22日付け通達改正概要>

#### ○ 民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー、講習会の認定

民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るため、民間機関等が国土交通省の認定を受けて運輸安全マネジメントセミナー等を実施する仕組みを構築することとしました。

#### ○ インセンティブの付与

上記セミナーを経営管理部門の要員が受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする巡回監査及び呼出監査の対象としないことができることとしました。

